

令和5年山形県教育委員会5月定例会

令和5年5月25日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 令和4年度「英語教育実施状況調査」の結果について (義務教育課)
- (2) 米沢産業高校(仮称)の校名公募について(高校教育課高校未来創造室)

5 議 題

- 議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見に係る臨時専決処理の承認について (教育政策課)
- 議第2号 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について
(生涯教育・学習振興課)
- 議第3号 山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について
(生涯教育・学習振興課)
- 議第4号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

令和4年度「英語教育実施状況調査」の結果について

令和4年度に文部科学省が実施した「英語教育実施状況調査」について、結果の概要を報告します。

1 概要 (基準日：令和4年12月1日 対象：全国全ての公立小・中・高等学校)

<生徒の英語力> ()内は全国

	CEFRのA1以上の中学3年生	CEFRのA2以上の高校3年生
R3年度	38.9% (47.0%)	46.9% (46.1%)
R4年度	42.3% (49.2%)	48.5% (48.7%)

※CEFR：英語力の国際的な基準。学習指導要領の目標はCEFRを参考に作成されている。

※中学校：A1（英検3級等を取得または同等の英語力）以上を有する生徒の割合

※高校：A2（英検準2級等を取得または同等の英語力）以上を有する生徒の割合

<教員の英語力> ()内は全国

	CEFRのB2以上の中学校教員	CEFRのB2以上の高等学校教員
R3年度	35.6% (40.8%)	73.1% (74.9%)
R4年度	36.0% (41.6%)	69.6% (72.3%)

※CEFR B2：英検準1級以上、TOEIC 785点以上等

<CAN-DO リストによる学習到達目標の設定状況> ()内は全国

	中学校	高等学校
R3年度	89.4% (94.7%)	100% (94.0%)
R4年度	100% (94.1%)	98.2% (93.5%)

※CAN-DOリスト：「言語を用いて何ができるか」という観点に基づいて、児童・生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標を、五つの領域で「～することができる」という形で設定し、リスト化したもの。

<パフォーマンステストの実施状況> ()内は全国

	中学校	高等学校
R3年度	85.8% (90.5%)	35.7% (38.4%)
R4年度	88.6% (90.1%)	50.2% (48.6%)

※「話すこと」「書くこと」の両方のテストを行っている割合（中：全学年 高：全学科）

<生徒の英語を用いた言語活動の割合> ()内は全国

	中学校	高等学校
R3年度	70.3% (71.3%)	50.5% (50.3%)
R4年度	69.8% (74.5%)	49.8% (52.9%)

※授業の半分以上の時間、生徒が言語活動を行っているとは回答した割合

※言語活動：聞くこと、読むこと、話すこと、書くことにおいて、コミュニケーション能力の育成を目指して行う、目的、場面、状況等を伴う活動（練習とは区別される）

<小・中連携の状況> ()内は全国

<中・高連携の状況> ()内は全国

R3年度	75.5% (72.5%)	69.0% (20.7%)
R4年度	64.9% (75.5%)	73.8% (19.5%)

※連携の内容：①情報交換、②交流、③連携したカリキュラム等の作成、④その他の取組み

2 今後の取組み

- 小・中・高等学校を通じて児童・生徒の発信力強化に向けた、教員の指導力の向上
- 優れた実践事例の発信や授業改善に向けた具体的な指導に関する資料や動画の発信
- 英語担当指導主事のいない市町村教育委員会への県教委による支援
- 教員の指導力を向上させるための研修会の実施
- 校種間連携による授業研究会の実施

米沢産業高校（仮称）の校名公募について

令和 5 年 5 月 25 日
高校未来創造室

1 スケジュール

令和 5 年 5 月 公募の詳細を広報（県 HP、テレビ、ラジオ、SNS、東南置賜地区市町広報誌等）
6 月 公募
10 月 校名公表（予定）

2 公募の詳細

◇ 米沢工業高校と米沢商業高校を統合した新しい高校の校名公募について			
新設校の概要	米沢工業高等学校と米沢商業高等学校の 2 校を統合し、全日制は工業科 5 学級と商業科 2 学級、定時制（令和 8 年度に夜間から昼間へ移行）は総合学科 1 学級の学校となります。「誠実な心と挑戦する意志を基盤とする、豊かな人間性」「これからの社会で発揮できる力を育む、実践的・協働的な学び」「新たな価値の創造による、持続可能な社会の実現」を基本理念としています。 詳しくは、県ホームページ（高校未来創造室）をご覧ください。		
開校予定	令和 7 年 4 月	設置場所	全日制 米沢工業高等学校現有地 定時制 米沢工業高等学校現有地（令和 7 年度） 米沢商業高等学校現有地（令和 8 年度から）
応募方法	①「校名（ふりがな）」②「校名の趣旨」③「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」を、ウェブは応募フォームで、郵送は官製はがきでご応募ください。はがき 1 枚当たり 1 つの校名案とします。		
応募期間	令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで（郵送は当日消印有効）		
応募先	<p>【ウェブ】 応募フォーム（6 月 30 日 17 時終了予定） https://sites.google.com/yamagataps.jp/yonezawa-koumei</p>  <p>【郵送】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号 高校教育課高校未来創造室 宛</p>		
問合せ	TEL 023-630-2493		
その他	<p>○ 校名は「山形県立 [] 高等学校」となります。[] の部分をお考えください。</p> <p>○ このたびの公募は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではありません。</p> <p>○ 「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」は、校名公募の業務に使用するのためのものであり、他の目的に使用することはありません。</p>		

議第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 5 月臨時会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 5 年 5 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

議 第 号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部コロナ収束総合企画課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

第14条第2項の表中

ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の 身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要 人の身辺の警護に従事した場合	同 640円 (人事委員会規則 で定める警衛に従 事した場合にあつ ては1,150円)	を
---------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	---

ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の 身辺の警衛に従事した場合	同 640円 (人事委員会規則 で定める警衛に従 事した場合にあつ ては1,150円)	に改める。
ハ 警察職員が人事委員会規則で定める要人 の身辺の警護に従事した場合	同 1,150円	

附則第9項の前の見出し、同項及び附則第10項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提 案 理 由

警衛警護作業に従事する警察職員の特殊勤務手当の額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業等の特例を廃止する等のため提案するものである。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																									
<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、<u>健康福祉部コロナ収束総合企画課</u>、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 ー略ー</p> <p>2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>	<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、<u>健康福祉部健康福祉企画課</u>、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条 ー略ー</p> <p>2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支給対象作業等</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1)～(14) ー略ー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(15) 警衛警護作業手当</td> <td>イ ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 警察職員が<u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事した場合</u></td> <td>同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	(1)～(14) ー略ー			(15) 警衛警護作業手当	イ ー略ー		ロ 警察職員が <u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事した場合</u>	同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支給対象作業等</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(1)～(14) ー略ー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(15) 警衛警護作業手当</td> <td>イ ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 警察職員が<u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛に従事した場合</u></td> <td>同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 警察職員が<u>人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事</u></td> <td>同 1,150円</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	(1)～(14) ー略ー			(15) 警衛警護作業手当	イ ー略ー		ロ 警察職員が <u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛に従事した場合</u>	同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)		ハ 警察職員が <u>人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事</u>	同 1,150円
手当の種類	支給対象作業等	手当額																								
(1)～(14) ー略ー																										
(15) 警衛警護作業手当	イ ー略ー																									
	ロ 警察職員が <u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事した場合</u>	同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)																								
手当の種類	支給対象作業等	手当額																								
(1)～(14) ー略ー																										
(15) 警衛警護作業手当	イ ー略ー																									
	ロ 警察職員が <u>イに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛に従事した場合</u>	同 640円 (人事委員会規則で定める警衛に従事した場合には1,150円)																								
	ハ 警察職員が <u>人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事</u>	同 1,150円																								

(16)	—略—	

附 則

1～8 —略—

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

9 職員等が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。

10 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

	した場合	
(16)	—略—	

附 則

1～8 —略—

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

第1 条例概要

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するもの。

第2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例の廃止【附則第9項及び第10項関係】

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、国家公務員の改正措置に準じ、同感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときに支給する防疫作業手当（作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円））の特例を廃止するもの。

第3 施行期日

公布の日から施行すること。

議第 2 号

山形県青年の家に係る指定管理者の募集について

山形県青年の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県青年の家
- (2) 所在地 山形県天童市小路一丁目7番8号

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県青年の家に平成 22 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和 5 年 5 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県青年の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 施設の目的

多様な交流や体験活動を通して、青少年の社会力の育成、次代を担う人づくり、青少年の健全育成を図る。

2 施設面積等

敷地面積 9,419.19 m²

建物 鉄筋コンクリート造、3階建 延床面積 3,676.60 m²

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休館日 ①国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

②12月29日から翌年の1月3日までの日

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び利用料金収入の実績

平成30年度：13,938人 1,177,670円

令和元年度：9,106人 458,600円

令和2年度：4,325人 14,510円

令和3年度：3,835人 78,290円

令和4年度：4,427人 143,610円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員5名、会計年度任用職員1名

指定管理者：山形県青年の家管理企業体（H22～） 職員数：8名

◆指定管理者公募

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 200,570千円／5か年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

4 選定のスケジュール（予定）

① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月25日（木）

② 募集要項審査委員会 6月6日（火）

③ 募集要項等の配付 6月中旬～7月下旬 ※4～6週間

④ 質問書の受付 6月中旬～募集要項等配布終了1週間前

⑤ 現地説明会の開催 6月下旬

⑥ 申請書類の提出期限 募集要項等の配布終了の日

⑦ 選定審査委員会 7月下旬～8月上旬

⑧ 候補者の選定 8月下旬

⑨ 指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月

⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑪ 指定管理者との協定締結 令和6年1月

議第 3 号

山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県神室少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県神室少年自然の家
- (2) 所在地 山形県最上郡真室川町大字川ノ内字水上山 3414 番地の 5

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県神室少年自然の家に平成 30 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和 5 年 5 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県神室少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 施設の目的

自然の中での集団宿泊生活や野外活動の体験を通して、豊かな情操を養い、心身共に健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積等

敷地面積 174,075 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階建

延床面積 3,427 m² (管理研修宿泊棟)

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

② 12月29日から翌年の1月3日までの日

③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）

④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び利用料金収入の実績

平成30年度： 9,123人 332,770円

令和元年度： 9,141人 439,370円

令和2年度： 3,836人 118,840円

令和3年度： 4,826人 237,930円

令和4年度： 5,674人 225,774円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員4名、会計年度任用職員1名（6か月）

指定管理者：株式会社ひかり 職員数：8名

◆指定管理者公募

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 225,115千円／5か年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

(4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

4 選定のスケジュール（予定）

① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月25日（木）

② 募集要項審査委員会 6月6日（火）

③ 募集要項等の配布 8月上旬～9月中旬 ※4～6週間

④ 質問書の受付 8月上旬～募集要項等配布終了1週間前

⑤ 現地説明会の開催 8月下旬

⑥ 申請書類の提出期限 募集要項等の配布終了の日

⑦ 選定審査委員会 10月上旬～中旬

⑧ 候補者の選定 10月下旬

⑨ 指定管理者の議決（県議会12月定例会） 12月

⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 12月

⑪ 指定管理者との協定締結 令和6年2月